

(2015.04.25)

第 78 回慶應 EU 研究会

「研究報告の成果と課題」

市川芳治（慶應義塾大学法科大学院）

本報告では、欧州委員会の最新決定である Facebook/WhatsApp 合併事案を題材に、プライバシー・ビッグデータ・競争法という、近時欧米で議論が盛んな領域についての整理を行うとともに、日本法への示唆も含め、検討を行った。

米国・EU ともそれぞれの文脈で競争法活用の検討が行われており、従来の競争法の枠組みが試される過程を通じ、これまでの競争法の考え方の精緻化、あるいは他領域との架橋の在り方の提示がなされている。

プライバシーという人格権まで関わるテーマについて、経済的な側面からのアプローチと基本権保護的なアプローチがどのように交叉するか。米国は、確立した反トラスト法の目的である「消費者厚生基準」への読み込みを図り、EU は同様の流れへの影響を受けつつ、リスボン条約で法的拘束力を得た EU 基本権憲章をも視野に入れた読み込みを模索している。後者はデータ保護規則、競争法の根源論ともつながっており、規範的な検討にまで行きつくものである。

具体的な事案そのものは、非常に精緻な分析が行われており、競争法の基本的な検討枠組みの強さが再認識されるとともに、上記のような新論点の萌芽が数多く観察されている。

これらの検討に着目することは、今後の欧米での議論の深化、日本法への影響という観点でも有用であると考えられる。

報告後の質疑では、日本における個人情報保護法の改正の議論とも絡め、匿名化を確保したデータであればどのように扱われることになるか、知財とのアナロジーが示されたが、財産権・人格権を分離して考えることは非常に有用ではないか、データポータビリティを基本権保護だけでなく競争法からも見る視点は非常に興味深い、等の貴重なコメント・ご意見をいただいた。

本報告の論文化もさりながら、この先数年非常に重要な論点となることが想定されるので、適切に踏まえて研究を深めていきたいと考えている。

報告テーマ：

プライバシー・ビッグデータ・競争法

Facebook/WhatsApp 合併・欧州委員会決定を事例に